

報道関係者 各位

平成24年6月1日

【照会先】

第二部会担当審査総括室

室長 山口 昌志

(直通電話) 03-5403-2164

### ブリーズベイホテル不当労働行為再審査事件 (平成23年(不再)第13号) 命令書交付について

中央労働委員会第二部会(部会長 菅野和夫)は、平成24年5月31日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次の通りです。

#### 【命令のポイント】

～競売でホテルを取得した会社と従前からのホテル従業員との間には、雇用関係の成立する可能性があったとは認められず、会社は労組法上の使用者に該当しないとした事案～

不動産競売により取得したホテルで事業を営もうとしていた会社は、従前からいる従業員のうち、必要な人員のみを採用するという意向を持っていた。一方、従業員らは全員の継続雇用が確保されない限り、会社の雇用の呼びかけには応じないとの意向を強く持っていた。このように、雇用関係を結ぶための前提条件について、双方の間には大きな齟齬が生じていた。

これらの事情からすれば、会社と従業員らとの間には、本件団交申入れ時点およびその後の近い将来において、雇用関係の成立する可能性が現実的かつ具体的にあったとは認められず、会社を労組法7条の使用者と認めることはできない。

#### I 当事者

再審査申立人：ブリーズベイホテル株式会社(「会社」)(横浜市)従業員700名(平成22年8月27日現在)

再審査被申立人：連合熊本ユニオン(「組合」)(熊本市)組合員125名(平成22年12月6日現在)

#### II 事案の概要

- 1 本件は、申立外株式会社Kホテル(以下「申立外会社」)の従業員が結成したKホテル労組と同労組が加入する組合が、申立外会社所有の土地及び建物(以下「本件土地建物」)を不動産競売手続により取得してホテル事業を営もうとした会社に対し、組合員の労働条件等を議題とする団交を申し入れたところ、会社がこれに応じなかったことは不当労働行為に当たるとして、組合が救済を申し立てた事案である。
- 2 初審熊本県労働委員会は、会社が団交に応じなかったことは労組法第7条第2号の不当労働行為であるとして、会社に対し、労働条件につき速やかに団交に応じることを命じ、その余の申立ては棄却する旨の初審命令書を交付したところ、会社は、これを不服として、再審査を申し立てた。

#### III 命令の概要

- 1 主文  
初審命令主文第1項及び第2項を取り消し、これに係る救済申立てを棄却する。
- 2 判断の要旨  
(1) Kホテル労組の組合員は本件団交申入れの時点において申立外会社の従業員であったのであり、同時点において、同人らと会社との間に雇用関係は成立していなかったことが認められる。

もっとも、労組法第7条にいう「使用者」は、労働契約上の雇用主が基本的にこれに該当するものの、必ずしも同雇用主に限定されるものではない。雇用主以外の者であっても、当該労働者との間に、近い将来において雇用関係の成立する可能性が現実的かつ具体的に存する者もまた雇用主と同視できる者であり、労組法第7条の「使用者」と解すべきである。

- (2) 会社は本件土地建物の落札時点において、申立外会社の従業員を一旦は期間契約社員として雇用した上で選別をしたい意向を明らかにし、本件団交申入れの前後ころにおいても、申立外会社の従業員らを優先して雇用する意向自体は依然として有し続けていたが、会社はKホテルの営業再開につき人件費を含むコストのスリム化による経営の改善を企図していたことから、落札時より、従業員ら全員を継続的に雇用する意図はなく、会社に雇用されることを希望する者のうち意欲と能力のある者のみを雇用する意向を有していた。

以上に対し、申立外会社の社長及び同社の従業員らは、会社が申立外会社と大きく異なる経営方針を有していると考え、申立外会社の従業員らを選別するという会社の意向についても強く反発し、従業員ら全員につき継続的な雇用が確保されない限り、会社の雇用の呼びかけには応じないという意向を当初から強く有していた。こうして、会社によるホテル事業に必要な従業員の雇用に関しては、申立外会社の従業員らの中から選別して雇用するという会社の意向と、全員雇用を強く主張する従業員らの意向との間に、当初から大きな齟齬が生じていたものといえる。

- (3) これをさらに本件団交申入れの時点について見ると、会社は、申立外会社の従業員らが会社の雇用の申入れを拒絶したものとみなし、落札時に表明した、申立外会社の従業員を一旦全員雇用するという方針を変更し、それら従業員も一般公募による採用の中で応募者の一員として取り扱うこととするに至っており、他方、Kホテル労組所属の申立外会社の従業員らも、従業員全員につき継続的な雇用が確保されない限り会社の雇用の呼びかけには応じないという意向を強く持ち続けていた。

- (4) これをさらに本件団交申入れ後について見ても、本件団交申入れ後まもなく実施された入社説明会及び面接においては、申立外会社の従業員は一人も参加がなかった。そして、その後の時点においても、会社とKホテル労組所属の申立外会社の従業員らとの間には、従業員らの雇用に関する意向や方針において依然として大きな開きがあり、本件団交申入れから約2か月経過した時点においても、申立外会社の従業員で正式な内定が出された者はいなかった。

- (5) 以上によれば、会社と組合は、雇用関係に入るための前提条件について、本件団交申入れ当時のみならず、団交申入れから近い将来においても、歩み寄る様子があつたと認めることはできない。

これに加え、会社は、本件土地建物の落札時、遅くとも盆前にはホテル事業を開始する意向を有していたが、その開業準備については、申立外会社の協力を得られず、むしろ申立外会社がKホテルの営業を続けたり、会社の事業の開始を妨害する態度をとり続けた結果、会社の事業の開始は本件土地建物の競落から数か月先となった。本件において、Kホテルの営業再開を企図した会社は、申立外会社とは人的にも資本的にも無関係なホテル事業者であつたのであり、しかも、両社はホテル経営の考え方も大きく異なっていたことがうかがわれる。

以上の事実を総合して考えれば、会社と、Kホテル労組所属の申立外会社の従業員らとの間には、本件団交申入れの時点及びその前後を通じて、近い将来において雇用関係の成立する可能性が現実的かつ具体的に存していたと認めることはできない。

#### 【参考】

初審救済申立日 平成22年8月4日 (熊本県労委平成22年(不)第1号)  
初審命令交付日 平成23年2月28日  
再審査申立日 平成23年3月3日